

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(警察官の定数の特例)</p> <p>4 <u>岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第81号）の施行の日から平成25年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,245人</u>とする。この場合において、第2条の2第1項中「<u>92人</u>」とあるのは「<u>95人</u>」と、「<u>189人</u>」とあるのは「<u>195人</u>」と、「<u>591人</u>」とあるのは「<u>631人</u>」と、「<u>612人</u>」とあるのは「<u>652人</u>」と、「<u>631人</u>」とあるのは「<u>672人</u>」とする。</u></p> <p>5 <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,197人</u>とする。この場合において、第2条の2第1項中「<u>93人</u>」とあるのは「<u>94人</u>」と、「<u>189人</u>」とあるのは「<u>192人</u>」と、「<u>595人</u>」とあるのは「<u>616人</u>」と、「<u>616人</u>」とあるのは「<u>637人</u>」と、「<u>634人</u>」とあるのは「<u>658人</u>」とする。</u></p> <p>6 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,177人</u>とする。この場合において、第2条の2第1項中「<u>93人</u>」とあるのは「<u>94人</u>」と、「<u>189人</u>」とあるのは「<u>191人</u>」と、「<u>595人</u>」とあるのは「<u>610人</u>」と、「<u>616人</u>」とあるのは「<u>631人</u>」と、「<u>634人</u>」とあるのは「<u>651人</u>」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(警察官の定数の特例)</p> <p>4 <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,157人</u>とする。この場合において、第2条の2第1項中「<u>189人</u>」とあるのは「<u>191人</u>」と、「<u>595人</u>」とあるのは「<u>604人</u>」と、「<u>616人</u>」とあるのは「<u>625人</u>」と、「<u>634人</u>」とあるのは「<u>644人</u>」とする。</u></p> <p>5 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,142人</u>とする。この場合において、第2条の2第1項中「<u>189人</u>」とあるのは「<u>190人</u>」と、「<u>595人</u>」とあるのは「<u>600人</u>」と、「<u>616人</u>」とあるのは「<u>620人</u>」と、「<u>634人</u>」とあるのは「<u>639人</u>」とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。